財団法人地球産業文化研究所

公 募 公 告 21地研EA3第04161号 平成21年4月24日

2010年上海国際博覧会における愛・地球博成果継承発展事業の企画募集について

財団法人地球産業文化研究所(以下「当財団」といいます。)は、「自然の叡智」をテーマに開催された2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の基本理念を継承発展させるために、昨年度、スペインの2008年サラゴサ国際博覧会(サラゴサ万博)において、さまざまな事業を展開してまいりました。

今後、2010年5月1日から10月31日までの6ヵ月間、中国の上海市において、2010年上海万国博覧会(上海万博)が開催されます。当財団といたしましては、会期中に予定されているJapan Dayの前後及び会期中のいずれかの期間において、

「愛・地球博から上海万博へ」をテーマとし、それぞれの国際博覧会の理念のつながりを重視した事業を行うことを考えています。

今回、当財団は、事業の企画に当たって、愛・ 地球博を支えていただいた関係者をはじめ皆様方 から、前段の主旨に沿う行事の企画を提案いただ き、それらの意見を反映させた形で、提案者の方 の協力をいただきながら事業を実施します。

つきましては、下記により、「2010年上海国際 博覧会における愛・地球博成果継承発展事業」の 企画を募集しますので、お知らせします。

記

1 提案いただく事業の内容

提案いただく事業の内容は、次の要件を満た すものとします。ただし、その形態は、行催事、 シンポジウム、セミナー等が考えられますが、 特に制限を設けません。

- (1) 愛・地球博において行われた行催事、シンポジウム、セミナー等の理念の全部又は一部を継承し発展させる事業であって、上海万博の会期中に会場内で実施することが相応しい事業であること。
- (2) 愛·地球博を想起させるとともに、その基本理念を将来に向けて継承し発展させることができる事業であること。
- (3) 行催事にあっては、愛·地球博の感動や意義を十分に喚起させながら、会場に集まった参加者が一体となって楽しむことができる事業であること。
- (4) シンポジウム、セミナー等にあっては、そのテーマが愛・地球博の基本理念を継承し発展させ、地球的規模の問題解決に貢献する事業であること。
- (5) 原則として、実施予算が1事業あたり、概 ね1,000万円から3,000万円を超えない事業で あること。

2 提案者の要件

提案者の要件は、愛・地球博又はサラゴサ万博の関連行事の実施実績があり、当財団と協力しながら、提案した事業を円滑に実施できる者とします。

3 提案の方法

(1) 提案書の記載事項

次の事項を A 4 サイズの用紙に20枚以内に記載して、「2010年上海国際博覧会における愛・地球博成果継承発展事業企画提案書」を作成して下さい。形式は任意です。

- ① 提案者の組織名
- ② 提案者の代表者名
- ③ 担当者名、連絡先住所及び電話
- ④ 事業の名称
- ⑤ 事業の主眼(上記1(2)又は(3)の要件を 満たす理由をできるだけ詳しく説明する形 でまとめて下さい。
- ⑥ 実施の時期(予定でも差し支えありません。)
- ⑦ 実施の場所(予定でも差し支えありません。)
- ⑧ 事業の実施方法

複数の事業を実施しようとするときは、 それぞれの事業ごとに記入します。

例えば、セミナーやシンポジウムの開催 が事業となるときは、単独開催か共催かの 別、テーマ、講師、対象者、参加予定人数、 一般参加の可否、入場料の徴収の有無、開 催会場、日時、事務局の体制、配付資料の 作成、進行予定等について、具体的に記入 します。

イベントが事業となるときも、単独開催 か共催かの別、出し物のテーマ、主な出演 者、対象者、参加予定人数、一般参加の可 否、入場料の徴収の有無、開催会場、日時、 事務局の体制、進行予定等について、具体 的に記入します。

- ⑨ 事業の予算案
- ⑩ 愛・地球博又はその関連事業の実績
- (2) 提案書の提出期限平成21年5月25日(月)午後5時
- (3) 提案書の提出先及びこの公募に関する問い合わせ先

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町41-12 日本橋第二ビル6階 財団法人地球産業文化研究所 愛・地球博理念継承発展事業部 電話 03-3663-2500

4 採択可否の通知

提出された提案書は、原則として、当財団に おいて審査し、その採択の可否を提案書の提出 者に通知します。

5 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募書類の作成費用は、採択可否に係わらず、支給されません。
- (3) 提案内容の説明のために当財団の東京又は 名古屋の事務所に往訪する交通費は、自己負 担となります。
- (4) 提案書の内容が採択された場合には、原則として、その著作権は当財団に帰属します。